

○申請書等は何年間保存しているのですか？

(情報番号1303 全1頁)

土地や建物の登記記録（登記簿）や登記の申請書の保存期間は、不動産登記法（以下「法」といいます。）に基づく法令の規定で決められています。

ここでは、代表的な登記記録（登記簿）や登記申請書の保存期間を簡単に御紹介します。

1 永久保存

- ①登記記録（登記簿）
- ②地図（法第14条第1項）
- ③地図に準ずる図面（法第14条第4項）
- ④土地所在図及び地積測量図
- ⑤建物図面及び各階平面図
- ⑥その他信託目録，共同担保目録，工場財団目録，地役権図面など

2 50年間保存

- 閉鎖した土地の登記記録（登記用紙）

3 30年間保存

- ①閉鎖した建物の登記記録（登記用紙）
- ②表示に関する登記の申請情報とその添付情報
- ③権利に関する登記の申請情報とその添付情報
- ④滅失した建物の建物図面及び各階平面図
- ⑤閉鎖された地役権図面

4 20年間保存

- ①抹消された信託登記の信託目録
- ②閉鎖された工場財団登記の工場財団目録

5 10年間保存

- 共同担保目録に記録されているすべての事項が抹消された共同担保目録